

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号						
手続名	医療機器修理業修理区分の変更（追加）許可	根拠条項	第 4 0 条の 2 第 5 項						
審査基準	医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可については、「医療機器修理業の許可」の審査基準に準じて行うものとする。								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	2 0 日	目次	3 4
							標準経由期間	日	